

平成26年度第6回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成26年12月2日(火) 午後4時20分～午後4時40分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室4

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

(2) 事務局

書記長 安藤光男

書記 小川徹也 牛田彰和 林真吾 佐々聖尚

4 議題

定時登録について

愛知県知事選挙の執行について

5 会議資料

議案第23号 選挙人名簿に登録する者を定めること

議案第24号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第25号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること

議案第26号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第27号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第28号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるため
に行うくじの日時、場所を定めること

議案第29号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第30号 投票所を定めること

議案第31号 期日前投票所を定めること

議案第32号 開票の場所及び日時を定めること

議案第33号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

議案第34号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

6 議事内容

書記：ただ今より平成26年度第6回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます

ます。

初めに、委員長からごあいさつをいただきます。委員長よろしく願いいたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。来年2月には愛知県知事選挙が執行される予定です。その折には皆様方にご協力をいただきますので、よろしくお願いいたします。本日の委員会の議題は、定時登録と愛知県知事選挙の執行についての議案でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

書記： ありがとうございます。議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長： 本日の議案は12件です。事務局に議案第23号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について説明を求めます。

事務局： 議案第23号。選挙人名簿に登録する者を定めること。平成26年12月2日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいでしょうか。(選挙人名簿の抄本を回覧。人数を資料により説明。)

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員： (なし)

委員長： 議案第23号に関し、賛成者の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。

次に愛知県知事選挙の執行について、関連がありますので一括して事務局に議案第24号から議案第34号までの説明を求めます。

事務局： それでは、議案第24号から順にご説明いたします。

議案第24号。ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成27年2月1日執行予定の愛知県知事選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を定める必要がありますので、別紙のように定めてよろしいでしょうか。

なお、区画数は6区画とする旨、県から通知がきております。一覧表と場所については、添付してあります資料のとおりです。

議案第25号。選挙人名簿の縦覧の場所を定めること。公職選挙法第23条の規定に基づき、平成27年1月14日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧する場所を定めるものです。縦覧日は1日間です。

議案第26号。投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第37条及び同法施行令第24条の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者

を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第27号。開票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第61条及び同法施行令第67条の規定に基づき、開票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第28号。投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること。公職選挙法第175条第3項の規定に基づき、候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日はくじ引きを行うため、委員長にお願いしたいと思います。

議案第29号。期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2第2項及び同法施行令第49条の7の規定に基づき、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第30号。投票所を定めること。公職選挙法第39条の規定に基づき、投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第31号。期日前投票所を定めること。公職選挙法第48条の2第3項の規定に基づき、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第32号。開票の場所及び日時を定めること。公職選挙法第63条及び第64条の規定に基づき、開票所の場所及び日時を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第33号。開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選挙法第62条の規定に基づき、開票立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、10人以内であれば実施いたしません。

議案第34号。不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること。公職選挙法施行令第53条の規定に基づき、不在者投票の告示日前の発送の日を記載のとおり定めてよろしいでしょうか。議案の説明については、以上です。

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

(質疑なし)

議案第24号から議案第34号までについて、賛成の方の挙手を求めます。

委員：(全員挙手)

委員長：全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で、なに

かありましたら、お願いします。

事務局： 本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県に報告いたします。また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。

愛知県知事選挙につきましては、1月15日の木曜日午後6時には、候補者氏名の掲載順序を決めるくじ引きを行いますので、委員長におかれましては、午後6時までに2階会議室1にお越しいただきますようお願いいたします。

1月30日の金曜日に行います投票所の点検は、当日午後3時30分頃、役場2階の会議室に集合していただき、各投票所へ確認に参ります。

最後に、次回の選挙管理委員会につきましては、3月2日の月曜日に定時登録と平成27年4月執行予定の愛知県議会議員一般選挙と豊山町議会議員一般選挙についてご審議いただきますのでよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

委員長： 以上で本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成26年度第6回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成26年12月2日

委員長	水野春巳
委員	坪井清夫
委員	東海林宗義
委員	安藤保信